

古代加賀国分寺と古濱八幡社～伝承復元の試み

浜崎悟司

1 はじめに

加賀国分寺の所在地については国府庁とともに小松市古府町に比定され大勢として異論をみない。しかし伽藍が設けられた具体的な箇所となると百家争鳴の状況にあり、伝承乱立の感がある。少し考えれば直にわかることがあるが、伝承が乱立するというのはそれらの多く(少なくとも1つ(=真の伝承)を除く)が真の言い伝えに基づいていないからであろう。それでは真説Aが他説を論破できないのは何故であろうか。現状でも可能な筈の(異説B～Zも交えた)説同士の比較検討がみられないのは何故であろうか。

それは資料が乏しいことに加え、在地の事情に明るい古老がいなくなってしまったことによるよう筆者には思われる。比較検討する際に各人が備えているべき判断基準に誰もが欠落感を抱えた状態なのではなかろうか。こうした状況は国分寺の所在に関心を持つ論者の間に疑心暗鬼を生じさせている⁽¹⁾。古来語り継がれてきた村の伝えが唯一正統なものであれば異説が生じる余地はない訳であろうから、現在の研究状況は生じない。国分寺址は遺跡であるから他国の場合のように発掘調査によって確認されることがあるかもしれないが、只闇雲に掘って見つかるわけでもなかろう。前提として歴史地理学的な検討を尽くした上で発掘調査に臨む必要がある。加賀国府・国分寺の場合、歴史地理的な研究が進んでいるとは筆者には思えない。ここでは伝承がより純粹な姿を留めていたと考えられる明治初期まで遡り、加賀国分寺所在地についての地元の伝承を検証してみたい。

なお、古府町のことを知らない人にしてみれば、そこ(例えは「天山社」)が「国府(こう)」なのか「国府(こくふ)」なのか「古府」なのか、はたまた「古濱」でいいのか、非常に分かりにくいことだろうと察する。筆者は種々の混乱の発生源だと感じることもあるが、どれも当地の歴史の中で生じてきた地名である。大小の地名は尊重されるべきだし、失われることがあってはならないことは勿論、それらを地域の歴史の文脈に位置付けるような研究—これは歴史地理学の主要領域ではないのか—が必要だと考えている。

なお考古資料による国分寺推定地でもある十九堂山所在の「古府廃寺」⁽¹¹⁾〔(11)は文末の参考文献番号、以下同じ〕については中世の西大寺末としての再興国分寺^[19]である蓋然性が筆者の中では俄然高まっており⁽²⁾、古代国分寺の所在とは独立した問題として早急に捉え直す必要があると考えている。

筆者は古府町(旧古濱地区)に生まれ育ち、縁あって埋文センターに職を得、現在まで村で暮らしてきた。古府町の成り立ちを理解せずに説得力のある伝承の復元はできないと考える者だが、古府町の成り立ちを理解することは筆者にとってさえも実は容易ではない。地名辞書では産土の記述が省かれていたり(角川版)、国府地区の記述に突然古濱の神社や現国分寺が現れたりしており(平凡社版)信頼を置けないと感じているが、そうしたことの指摘する声も耳にすることがない。実は筆者は小論の主題でもある古濱八幡社(通称天山社)

～古府町のなりたち～

古府町は国府(こう)村と古濱(ふるはま・ふらま)村が明治8年に合併して成立した古府村の後身(昭和31年小松市に編入された際に字を町に呼び変え)である。国府(こくふ)村は行政単位として存在した期間(1907～1956年)があり、消滅後も校区名などの地区名として現在でも国府(こくふ)は常用される。本稿で国府村というのは『村史』や地区団体名等に用いられたものを除いて、明治初頭までの行政村、あるいはその流れで今日も使われる地域名としての国府(こう)である。必要と思われる箇所についてルビを付したい。

の氏子(天山衆)の末裔でもある⁽³⁾。古府町の成り立ちを考える際、天山社の理解が一つのカギであろうことはその立地一つみても疑いない⁽⁴⁾。『石川県史』第1編には「加賀の国分寺址は今の能美郡国府村字古府なる古濱の八幡社地なりと伝えられ」と記されているが、周知のようにこの伝は考古学的な裏付けを全く欠く。にもかかわらず筆者の関心は八幡社にとどまる。何故『県史』は八幡社を国分寺比定地としたのか、その経緯についてみていただきたい。

2 『皇国地誌』の記載と現地比定の齟齬

『能美郡村誌』[10]古府村の段、社項と古跡項(同書29頁)には下記の記載がある。

『皇国地誌』は刊行されず、能美郡や石川郡の宿町や村方分について随分後になって控えが刊行されたものである⁽⁵⁾。県側は「多分、古濱の北方八幡社の地が加賀国分寺の址であろう」と明治政府に奏上していることになる。後掲の上田三平復命書や石川県史の記述は、県庁内で「郡村誌」の控えが参照されたことを示していると考えるが、未刊行であったこの記述を参照できなかった地誌類もあるようと思われる⁽⁶⁾。県庁の外では「十九堂山」で盛り上がりをみせていた時期であるにも関わらず、『県史』は「十九堂山」には全く触れず、「加賀の国分寺址は今の能美郡国府村字古府なる古濱の八幡社地なりと伝えられ」と記述している。筆者には「能美郡村誌」の他には『県史』が示す「古濱の八幡社」を取り上げた文献が思い浮かばない。なので『県史』当該文については「郡村誌」を基にして記されたとみる。問題は、後述するようにこの『県史』の記述は八幡社について全く咀嚼していないため、ことがあろうに「郡村誌」が示した場所とは異なる地点を示すことになってしまっていることである。この点は今までの研究

古跡	社
加賀国府址	石部神社
古濱の八幡社	白山社
B社	八幡社
無格社 村地の東北にあり	無格社 村北の南方小名国府
東西二十七間 南北二十六間	東西二十八間 南北二十間
面積五百四十九坪	面積五百四十九坪
遺状存せず	伊弉諾尊菊理比咩命伊弉冉尊を祭る
古濱の北方にあり	古濱の北方にあり
祭神・祭日同上	応神天皇神功皇后比咩大神を祭る
	祭日同上
址詳ならず蓋し古濱の北方八幡社の地これなるへし (以下略)	櫛日子別命を祭る祭日毎歳三月十七日九月十六・十七日
	國府の南方にあり社地稍々高し
	之を船見山と称す
	國府庁の南にありたるを以て府南嶽と称すと云ふ

史料 1 『石川県史』抄文

史料 2 『能美郡村誌』古府村抄

状況に致命的に大きな影を落としているように思われる。

明治18年とされる国への「能美郡村誌」正本送致までの間に、村からの回答票に県の事務方がどの程度の加除や添削を加えたかは不明である。新政府が配布した記入要綱古跡項のトップに掲げられた例が国府址であった⁽⁷⁾ことから、県側が祭上げた可能性もあるかもしれない。それでも古府村は『能美郡村誌』中、国府・国分寺の所在を唱える唯一の村であり、これは当時の本県としての公式見解というべきものであったと筆者は思うのである。古府村に限らず回答票には多数の小字名が記されていたし、それの中にはいわくありげなものもあったに違いない。古府村では4つの社が掲載されている。そんな中で何故に、加賀国分寺址は古濱村の「八幡社(A)之地」であろう、と奏上されたのであろうか。事務方にもそう考えさせるような何かがあったのであろう⁽⁸⁾。

上記の記述は『石川県史』の引用するところとなったが、後に吉岡氏らの否定的見解を機に氏に同調する見解が噴出し、声高に「八幡社説」を唱える論者は今では影を潜めた。十九堂山の「古府廃寺」が有力と考える考古学にも期待が寄せられるが、今では削平されてしまった遺跡の主体は視察に訪れた上田三平が一目で看破した[2]ように中世墓・中世寺院であり、考古学は強みを生かし切れていない。考古学的手法による解明の停滞は、不可知論を生じさせる結果ともなっている。

筆者は浅学にして管見の徒であるが、「郡村誌」で看過できないのは「古濱の北方」八幡社と2回も記されている点である。一般に大事なことは繰り返し伝えられるから、当時の県の事務方としても、要項の示す範囲でのことではあるが、「古濱の北方」は大事に考えた事項だったのだろう。しかし現在の旧古濱地区在住者ならば「北方」には誰もが違和感を持つに違いない。何故なら古濱の北方は耕地整理⁽⁹⁾の結果とは言え低平な水田域であり、神社⁽¹⁰⁾があったと伝え聞く者は誰もいないからである。

八幡社は地元では所在地名から「天山」社と呼ばれる。天山社の場所が何処かを知る者にしてみれば「古濱の北方」とは「古濱の東方」の誤りではないか、との疑念を禁じ得ないだろう。また旧国府地区の在住で「天山社」が「八幡社」であったことを了知しかつ天山の場所を知っている者ならば『県史』の「古濱の八幡社」との表現に引っ掛かるところがあつて然るべきではないか。何故なら「天山社」は「テンヤマ」という国府地区の最中にある小丘にあったとされるが、そこは普通に考えれば古濱の土地ではないからである。「天山社」の氏子は全員旧古濱村の在住であったが、その所以や隣村立地という状況を素直に受け止めれば極めて特殊な事例であることになるはずなのだが、そのことを訝る向きすら全くない。これもまた町外の人の目には不思議な状況に映るだろうと思うのである。

図式化してみると、①(大前提)「加賀国分寺址」=「八幡社A地」、②(小前提)「八幡社A地」=「天山社(址)」、③(結論)「加賀国分寺址」=「天山社(址)」という3段論法の真偽判定問題である。吉岡氏は考古学的に見て③が偽であるとする⁽¹¹⁾。筆者も同意見だが、とすれば①か②、あるいは①と②との両方に誤りや論理の飛躍があることになる。筆者は①を疑うのではなく、②が怪しいとみる。祭祀の継続性は勿論承認した上で話だが、「八幡社Aの所在地」=「天山社の所在地(天山)」は正しいだろうか。「古濱の北方」にあるのが八幡社Aであり天山は「古濱の東方」なのだから②は少なくとも所在地に関しては偽である。大前提としての①だけが真である可能性を残すことになる。より現地に即して具体的に言えば、調査回答の直後に「古濱北方の八幡社」が「国府の天山」に移転したと考えることによって②を真に変えることができる⁽¹²⁾。しかしその場合③が成り立たない。

『県史』は刊行年からみて「古濱東方の八幡社(天山社)址地」若しくは「古濱の北方の八幡社址地」と書くことができたはずであるし、地番で示すこともその気になれば難なくできたであろう。国分寺所在地の歴史地理学的探究は論理的に言って「八幡社A」の場所探しであるべきであろう。その際「古濱の北方」は「実質」であり、「八幡社の地」は「本質」である。『県史』の記述は本質にこだわる余り(かどうか

は知らないが⁹)、実質を捨象した。単に「国分寺址は古浜の北方」と八幡社を削った記述にするだけでも「郡村誌」の意を損なわない。むしろ探索地が明確化することによって今日の混乱状況は避けられたのではないか。

古代国分寺の所在地といえば本県の歴史研究上かなりの重大事だと思われる。筆者の見るところ②から生じる齟齬に気付いた研究者はいない。気付いたとしても善意の地元民に「天山さんの氏子は皆、古濱の者だったから「古浜の八幡社」ですよ」などと教えられ納得させられてきたのだろう。まあ、そんな研究者が実際にいたとも聞いたことはないのであるが、「郡村誌」の記述で重視しなければいけないのは「古濱の北方」だと思う。確定が困難な「八幡社の地」については当座の間、修飾語程度に考えておいても良いくらいであろう。それにしても近年までの加賀国分寺の所在地に論及したものの中で「郡村誌」に遡って記事を取り上げた者すらいなかった点は憂慮される。「能美郡村誌」刊行後既に40年以上が過ぎ、『県史』刊行からは実にもう100年が経とうとしている。古い地誌=即正解という訳でもなかろうが、歴史地理学的な検討の優先度は高いはずである。地域に根差した研究を標榜する身として、今まで未検討であったことは重大な落ち度であった、筆者は率直にそのことを認め反省したい。

上述の提起だけでは反省として不十分なので、従来とは異なった評価が可能になるかも知れない関連の史料・資料を紹介し、読者各位にとっては全く煩く面倒な話で恐縮だが、それらに検討を加えながら筆者自身が関心を寄せる「古浜の八幡社」の輪郭を少しでも明らかにしていきたい。検討するにあたっては、古文書や古地図類の正確な判読力や当時の社会制度についての知識が必要となるが、不幸にして筆者はそれらに対する訓練を受けていないしそれらの筋の専門家からの支援もほとんど期待できない。強みと言えば、土地勘があることと地元に多少の伝手があること位である⁽¹³⁾。

3 検討資料の提示

史料1は『石川県史』第1編[3]169頁からの抜粋。管見で最も早くに公表された「八幡社」説である。

史料1は典拠を直には示していない。なぜこんな重大な問題に典拠も示さずさらりと「宣言」を下せるのか、それだけでも非難されるレヴェルの話だと思う。こんなところから推測しなければならないのは筆者にとって心底不本意だが、史料2[10]がその典拠ではないかとみられる。史料2は明治15年頃の古府村の状況について、調査回答を基にした調書である。能美郡管下の村方分が正本として内務省に送致されたが、『皇国地誌』としては未刊行に終わった。控えが県庁に残され、行政に用いられることがあったとみられる⁽¹⁴⁾。控えは古府村が属した徳橋郷分については昭和51(1976)年に公刊され、一般に利用可能になった。国府・国分寺の所在に触れた村は能美郡中、古府村のみである⁽¹⁵⁾。地元住民でないと知りえないであろう小字名などが満載で、上奏された正本ではないとはいえ、これが本県に残っていることは多くの先学が述べるとおり非常な幸運であったと筆者も感じる。

史料1・2ともに短文であるが、史料1は行政区画名について時点修正を加えただけであり、内容については実質的な付加事項が何もない。史料2古跡項の記述を端折っただけで、社項からは一言も引いてない。「郡村誌」が両項に記した「古浜の北方」が削られている。史料3によれば八幡社は史料1の発刊時には古濱の白山社(史料2にいう「本村の中央」にある社)に合併されてしまっている。史料1は短文だが筆者には多義的な解釈の余地を残す悪文としか思えない。

史料3上は県庁に保管されている神社明細帳で、旧古濱地区唯一の現存社白山神社の分である。合併神社として八幡社を挙げている。史料5の神明社については記載がない。なお被合祀社の記録は県庁には現存しない⁽¹⁶⁾。地元にもない⁽¹⁷⁾。史料3上は被合祀社としてではあるが、管見唯一の八幡社の存在を示す公的記録である。

史料3下は石川県嘱託上田三平が大正12年4月23日(月)～28日(金)に能美郡を視察した際の復命書の全文である。ここで必要な箇所を拡大掲載しておく。当センターが原本を所蔵しているが、貴重なものなので普段は複製版を利用している。所蔵の経緯を直接知っている職員は既に退職している。筆者が伺った話では、県埋文担当の第1世代職員の某氏が間借り中だった当時の事務所にあった廃棄寸前文書の箱から直感的に救い出したものらしい。後、奈良県や国で史跡指定の調査にあたった上田本人が県野紙に直筆したもので、大正10年から13年に石川県に在籍していた頃の県内視察の復命書等を綴った簿冊である。ここで抜粋したのは「能美郡史蹟調査過程」と題された2葉4頁分で、原紙は簿冊から脱落しており残っているのは複写されたものである。「4月27日」「国府旧跡 国府村字古府」で始まり、「猶神社旧跡等をも実査せり」で終わる全7行分で上田在籍3年目、大正12年の記である。記された内容は翌年3月刊行の文献[2]の「加賀の総社址」にほぼ同趣旨で収録されている。上田の当地視察は新氏先々代らの「古墳発掘願」に応じたものでもあったことが文献[12]から判る。冒頭に「字古濱は古府と相接し」と記されるが、古府は国府(こう)の誤りである。なおこの誤りは文献[2]にも修正されることなくそのまま引き継がれている。

史料4は小松市指定文化財「村鑑」(天明5(1785)年)である。国府区には同史料の森家伝来を示す標柱が確か筆者が子供の時分からあるが、実際に現物を目にした住民はほとんどいないと思われる。「小松市史」にはその全頁がカラー画像で収録されている[20]。ここでは古府村の母体となった国府村(10見開き)と古濱村(9見開き)の段からそれぞれ「宮」と「火葬場墓地」の項を抜粋した。本稿には掲載できなかつたが古浜村段末記の肝煎は「太郎左衛門」(=「もとや」=濱本家(天山衆の本家もとや))である⁽¹⁸⁾。なお、村鑑には記載がないが、前年である天明4年のこととして河田町下出区(当時の国府村出村)の八幡神社(本稿の八幡社B)の御神体発見の伝がある(『同社由来碑』『国府村史』)。史料4国府村の段には火葬場墓地は2箇所とある。出村の当時の墓地については明らかではない。古濱村は「国府村と一所」とするが、これは現在につながる古府町の共同墓地のことであろう。明治地籍図には、国府庁址とされる「民家の地」の北東80m付近に墓地が記されており、こちらが国府村2箇所の内のもう1箇所であろう。当該墓地については、耕地整理により完全に削平されてしまっている。国府の豪農家に照会してみたが、現当主にしても初耳とのことで、現在墓地の由来は不明である。

史料5は古濱白山神社の境内にある由来碑文を筆者が書き起こしたものである。撰文は北野勝次、昭和54年造立。神明社の伝えは文字化されたものとしては当碑文が管見唯一であり貴重。神明社(通称オシンメさん)は口伝としては今でも耳にすることがあるが、内容は当碑文の域を超えない。現在の神明社石祠は後年の改作。文中「国分寺の守護社として祭られたのが、この天山八幡社であろうと伝承されている」とあるが、町内では実際には聞かない話だと思う。先行研究への忖度を感じさせるが、由緒書とはそういうものであろうと思い、本稿では当該部分への言及はしない。なお石部神社にも同氏撰文による同工同年造立の同神社由緒碑がある。

史料6は昭和61年4月の古府町公民館報に掲載されたもので、天山社の運営・祭祀についてのおそらく唯一の活字化された聞き書きである。平成5年刊行の町内誌『一ふるさと・人・おもいで一こふ』に再録されたものから文字起こしした。文中「国分寺の守護社」の行は、執筆者の濱本家(屋号もとや)当主・忠男氏に見せて頂いた元原稿にはない。史料5等を参照した『館報』編集側での加筆とみる。ここでは執筆者他から筆者が直接伺った事項(天山は今は平らな畑だが、かつては北方が高い山だった。参道は某氏子宅前から天山の南裾に真直ぐ伸びており、お参りの時には山裾で90度左に曲がってかなりの急坂を登った。社殿は南に面し、北方(共同墓地方向)に向かって参拝した。白山神社の現社殿は天山社の材を使った。天山社には寺畠があり、現在も白山神社の社田なはず、北ヒラカの一筆で町生産組合が耕作し

ている。社殿も白山神社境内に移した、筆者の子供の頃(昭和40年代)まで白山神社の境内に残っていたはず。無名の宗教団体から天山裾の土地について売却の打診があった(靈感の強い人にはパワースポットに見えるらしい)も付記し、氏子家に関する個人情報を抹消して掲載する。なお、文末の「当時、…」も元原稿にはない。(以下略)は濱本家当主系譜。

史料7は明治21年作成の古府村地籍図からの抜粋。当時イ～タまでの小字があり小字ごとに1葉乃至2葉を費やし番地が記入され地目毎の彩色が施されている。小松法務局備え付け版と県立図書館蔵のものがある。法務局版は画像データであり、オンラインで閲覧できるが、筆者は閲覧用の打ち出しで必要部分を把握して複写されたものを購入した。字イ之部(出村)に相当するとみられる図葉がなく、河田町分に移管されているものと思われた。凡例を記した図葉は購入を許されなかった。県立図書館蔵のものは事前に「貴重資料閲覧申込書」を提出して閲覧を許可された。法務局版と同サイズでこちらは和紙に鮮明に描かれていた。作成時に古河村長が預かった手書き控えの原本なのであろう。状態が非常に劣悪であったため破損が憂慮された。文書扱いには全く不慣れな筆者にしてみれば扇風機の風による飛散が心配される位の状態であり十分には開帳・閲覧出来なかった。既に法務局版にて気になる箇所の目星は付けてあったので、意を決して開帳し恐る恐る何とか撮影できた関係分の画像を掲載しておく。県立図書館では地籍図類について現在修理中であり、作業終了後の再公開に期待したい。なお、筆毎に細かく記入された地番は現在のものとはほぼ全て異なっている。

資料8は国府(こくふ)歴史サークル作成の小字図。昭和末年頃作成。他に古府町の小字名を地図上に示したものに文献[13]中の「加賀国府地名図」がある。著者の坂下は天山社からほど近い家(石部衆)出身の所帶出である。「加賀国府地名図」は記された小字名が小さくて判読にやや難儀するが、筆者の聞き覚えなどにもよりほぼ補完できると思われる。両者の間には齟齬もあるのだが、瑣末なことであり、一つ一つ小字名を突き合わせて統合する必要を感じない。例えば坂下の「西の国府」は資料8の「西野」のことであろう。筆者は史料7上に八幡社A地を比定するが、その場所は資料8に「荒町」と横書きされた辺りになる。2つの小字図の下図は前者が国土基本図、後者が「大正期耕地整理時の現況図」である。後者は貴重なものであろうが筆者は実見したことはない。現存しておれば史料7と比較できるかもしれない。

資料9は地域研究者の論説からの抜粋である。新吉雄から2編[4][5]、田中稔から1編[17]引用する。新氏は真宗国分寺の先代住職、父は上田三平を現地案内した新吉郎で本稿では新氏先々代と呼ぶ。現住職の賛雄氏は吉雄の長子である。先代は晩年には筆者のところへ数度お見えになり、古代国分寺や耕地整理の時の話を熱く語っておられた⁽¹⁹⁾。9Bは『国府村史』の古府村の節中、石部神社付近の伝承をまとめて記したくだりの抜き書きである。仏教関連の記事が多く注目される。「大崖」の場所は資料8も参照。氏が「国分寺は大崖にあり」の引用元とする『能美郡誌』に元記事を見つけることが筆者にはできていないため、興味深い記事ではあるが当該箇所の検討は今回できない。田中氏は国府(こくふ)地区歴史サークルの出版当時の会長であった。引用文は歴史爱好者向けの講演録であり、初出は1992年の『加南地方史研究』39号である。古府町在住者ではないが、小松市埋文と積極的に関わった地元研究者の草分け的な存在である。

資料10は『国府村史』[5]記載の「古府東部」「古府西部」の住宅地図から国府・古浜の境界線(昭和前半頃までの宅地についてしか区分できない)を示し、天山衆の居宅位置(★)(合併当時)や文献13の挙げた「大字的地名」などをプロットしたもので今回筆者作成。下図は近年の国土基本図。天山衆は同社の参道が取付く国府一古浜境の南北の小道沿いに暮らす家が多かったが、少数は在所反対側の北西端にもいたことがわかる。

資料11として本稿関係地点を昭和21年米軍撮影写真にプロットしてみた。下絵からは1回目の耕地整理が終わった古濱北方の状況が看取できるほか、丘陵西縁を南北に断層が走っていることが読み取れる⁽²⁰⁾。

4 提示資料の検討

史料3は八幡社が存在したことの公式記録である。社格・合併先・合併年月日などが判明する。被合併社の神社調などその他の記録は県庁には保管されていないという。史料7には「天山社」との表現はないが、ヨ之部「天山」に記された「小社」は消去法で八幡社でしかあり得ない。

史料1の典拠が史料2であると解すれば、史料2を十分に読み込まなければならぬはずなのに、加賀国府・国分寺の研究者はこの点を全く怠ってきた。『石川県史』には「…と伝えられ」として出典を何等示すことなく「加賀国分寺址=古濱の八幡社」説が述べられている。伝え「られた」のは県史執筆者を含む後世の人間たちであろう。ただし文献9Aも「加賀国府址(正しくは国分寺址)=古濱の八幡社」説への疑義を表明しているから、伝え「られた」先には新氏先々代を始めとする古濱地区の大正期青年会メンバー達、つまり地元は含まれていない、とみるべきだろう。では「伝えた」主体は地元の先人たちであろうか。前述の状況からすればそうとは考えられない。意地の悪い言い方かもしれないが、「…と伝えられ」とは、県庁に秘蔵された50年近くも昔の奏上文に書かれている(ことを我々県史執筆者たちは知っている)、位の意であろう。新さんらは明治期の地元からの回答内容ばかりでなくそれがどのように奏上されたかについても知らなかった／知らされることがなかった、というか、村方宛に元々の照会があったことすら知らなかった、のが事の真相ではなかろうか。

史料2は「たぶん八幡社の地が国分寺址だろう」と記しているだけであって、当時の村人(当時の言い方でいうと「土人」)による推定を記したに過ぎないとも言える。但し、土を一切触らなくても作物が作れる現代とは異なり、農作業の度に頻繁に触っていたであろう明治初め頃には、土地の真価に触れる機会も多かったと思われる。土人たちにとっては国分寺八幡⁽²¹⁾とか言われても中々難しい話だったであろう。しかし、古濱の北方といえば古府シノマチ遺跡である。日々の農作業の中で「土人」たちはその片鱗に触れていたに違いない。今日まで地元では「国分寺八幡」ということを特に意識したことはないであろう。筆者は県の担当側で在地の状況を斟酌し、八幡社地を国分寺址候補地に抜擢したのではないかと思う。県の担当が行ったことは捏造とか改竄とかいう悪事ではなく、地誌編纂作業の上で必要不可欠な推定であったとみておきたい。ただし、地元に控えが残されたわけでもなく、上奏に際して特に地元への連絡もされなかったのであろう。

史料2では社項に八幡社が2社あり、「古濱の北方」の八幡社Aが古跡項の国分寺址比定地である。ちなみに「村地の東北」の八幡社Bは国府村出村(現河田町下出区)の八幡神社であろう。2つの八幡社の間には共通する記述もあるが、所在や面積形状が異なるため別社とみる⁽²²⁾。

史料4 天明5年「村鑑」の神社(宮)数は5(国府2・古濱3)柱である。国府については本村の石部神社と出村の八幡社(ともに現存)、古濱については白山社由緒(史料5)にある白山・神明・八幡の3社(すべて白山社に合祀)とすれば、史料の記載と伝承の間に過不足はない。明治15年頃とみられる史料2には神明社の記載はないから神明社は藩政期末80年位の間に合祀されたとも理解される。史料5中に神明社が元あったという「不動堂」とは通称「フドンド」のことであろう。資料8では古濱西口の市道交差点付近に書かれた「不動堂」(「フドンド」とルビが付されている)であるが、筆記地点は正しくはもっと梯川寄りであるべきだと思う。周知の埋蔵文化財包蔵地「フドンド遺跡」の辺りであり、「神明社には氏子はない」とは言われるもの、早くに衰退した「西の国府」の産土であった可能性がある⁽²³⁾。

天山社という名前の神社は史料2・4には登場していない。管見の史料による限り明治15年頃までに天山に神社が存在した形跡は認められない。もしこの推論が誤りで、国府村の「天山」に神社それも氏子が隣村古浜に集住する神社があったとすれば稀な事例となろう。史料4の神社比定にも修正が必要となるが、古濱3宮どれにも国府(こう)所在との記載はなく、八幡社については史料2の、天山社については史料5の記す所により所在を考え、これらが両立できる案を探っていきたい⁽²⁴⁾。

史料4で古濱村は墓地について「国府村と一所」と上申し、そのことは藩も了承していたと解される。他には「他村と一所」とする村もないので、異例ではあろうが、そのこと自体は咎め立てられることではなく、公認のことであった。当村の来歴を考える上で見逃せない記述である。

明治21年作成の地籍図(史料7)には八幡社が小社(無格社)として現れている。当該地は国府の宅地に三方を囲まれた国府区の地であることは不動であるが、明治8年以降国府村は合併により古浜村と同時に公図上では消滅しているから、産土があっても、隣村立地という異常な状態は回避されている。祭祀の継続性を鑑みれば古浜北方にあった八幡社が、明治15年頃(『皇国地誌』回答)~21年(地籍図作成)の間に天山へ移転したと考えるのが最も無難である。

以上、県庁等に残された史料・古記録類からは、八幡社Aは明治初め頃には「古濱の北方」にあったものが、明治地籍図の作成時までに「古濱の東方(天山)」に移転し(天山社)、大正末年には合併されて「本村(古濱)の中央」(白山社)に移っていたことになる。筆者が疑問に感じるのは、移転があったことを直接示す史料・伝承が無いことである⁽²⁵⁾。移転したとすれば何らかの原因があったはずだが、それも伝わっていない⁽²⁶⁾。筆者もまた八幡社が天山に移転したという伝承を全く耳にしたことがない。筆者は昨年自分と同年代、少し上、かなり上、最長老クラス、あらゆる村人に尋ねてみた。結果誰もが、「古浜の北方」に八幡社があったとの伝えを聞いていないことがわかった。

史料9A[4]に記された記事が管見唯一の八幡社の移転を伝える記事であるが、記事中の八幡社旧地は「古浜の北方」とは表現されがたい。これは新氏先代が筆者と同じく『県史』の記述を批判した興味深い記事である。ただし、先代は肝心かなめの批判の焦点について「国府庁」と「国分寺」とを取り違えるという珍しい凡ミスをしている。ミスの原因について一寸考えてみよう。新氏当主に確認したところ、家には『県史』はなく先代も原本を見ていたような風はない、とのことであった。つまり先代は原典を確認しないままこの部分を執筆した。(図書館等で確認した等の可能性もあるが結局は同じことになると思う。)新氏先代の頭の中では「国分寺は十九堂山所在」で確定していた(資料9Bなど)から、天山八幡社のところに何かあったと『県史』に記されているのならばそれは、国分寺ではなく国庁、の方だと判断された、と筆者は推定する。つまりこの誤記は、古代の加賀国分寺を十九堂山に比定することに由来するバイアスを孕んでいる疑いが濃厚だと言える。十九堂山を中世の再興国分寺と捉え直すとき、資料9Aは故地を何処と考えるかを別にすれば、他の誰もが言わない「幕末の八幡社移転」を伝えている点が頗る注目されると思うのである⁽²⁷⁾。資料9Bに依れば先代は「天山辺」に国庁を想定している。位置を示すに不適切な「八幡社」辺とせず、地名としての「天山」を用いている点に、「伝説」に精通し当地を熟知した先代の配慮と信念とを感じ取れる、と筆者は思う。と同時に先代は「郡村誌」の記述とはヒラカ道を挟んで南北逆の地点に国庁跡があったと聞いていたこともわかる。なお9Aで先代は「古府の八幡社」と続けており、「古府」が『県史』の文言「古濱」と入れ替わっている。誤りではないし、むしろこの表現の方が町外者に対して誤解を与えない、少なくとも『県史』原文よりは良い記述になっていると筆者は思う。地元の者にすれば、『県史』の当該部分の記述は理解困難だと思われる。自分の身近に70年近く前に同様の指摘をしていた先人がいた(それも身近に)ことに筆者は驚愕すると同時に、背中を押される思いを禁じ得ない。

上田三平復命書は視察の模様を日記風に簡潔に記す。翌年刊行された『史跡名勝』[2]にはこの視察による知見もたくさん盛り込まれている。視察から1年を経ずに刊行されたことからも、「復命書」は十九堂山に関する記述の下書きとみることができる程である。そんな中目に留まるのは、「復命書」にだけ記され『史跡名勝』には全く言及のない「復命書」末文、「猶、神社旧跡等をも実査せり。」である。この「神社旧跡等」とは何処の何だろうか。

上田が視察に訪れたのは大正12年4月27日(木)のことである。在任3年目の春4月末の1週間に及んだ能美郡視察の4日目にあたる。新氏先々代の願い書[12]に呼応する形であった。この時点で石部神社と白山社は現役であり、天山社も大正14年に白山社に合併される2年前である。これら3社は「神社旧跡」には該当しない。石部神社については『史跡名勝』の記述では主役を占めるのであるから当然実査したと考えられよう。古社でもあるから「神社旧跡」と呼べないこともないが、通常なら「石部神社」あるいは「加賀国総社址」と記すところであろう。

「神社旧跡」には「等」がついており、本来の「神社旧跡」とは一寸異なる趣の場所が含まれていたと考えると筆者の腑に落ちる⁽²⁸⁾。となれば古濱北方の八幡社A地が上田の実査地候補として俄然浮上する。同地を含む古府村の耕地は未だ耕地整理前であった[14]から、実査は可能であつただろう。まさに「神社旧跡」と呼ぶに相応しい状況にあったのではなかろうか。上田は立場上史料2の古府村の記事に目を通すことができたはずである。視察前に行える予習(資料調査)のための資料が現代よりも2桁ほども少なかったであろう時代にあって、「多分、加賀国分寺址はココ！」とある記事に関心を寄せないはずがない。上田ほどの専門家ともなれば、新氏先々代との事前のやり取りの中で「十九堂山で見つかったのは中世墓」との感触を既に得ていたことも充分に考えられる。明治期に奏上済であった石川県の公式見解を実地に確認することが上田のもう一つの視察目的であったはずであろう、というかそうでないと可笑しいくらいの話だと筆者には思える。

訪れた上田に現地を案内した地元メンバーの代表が新氏先々代であった。気象庁HP過去の気象データによればこの視察期間中、金沢市では火曜日を除いて雨は降らなかったようである。先代が記した発掘願[12]によっても我々は視察当日の様子に思いをはせることができるが、復命書に記されたような十九堂山の評価は案内人達に面と向かっては伝えられなかつたのでは無いかという気がする。視察官とはそういうものだろう。筆者が気になるのは上田が八幡社A地を実査してどのような感想をもつたのか、という点である。が、率直に言って上田は八幡社A地を案内されないまま視察を終えたのではないかという気もする。それは資料9Aにある新氏先代が記した八幡社の旧地に関する伝えは一体誰から聞いた話だったのか、という疑問に端を発する。筆者は先々代からだと思う。先々代は上田を資料9Aが記すところ—三昧山の南西側の裾—に案内したのではなかろうか。場所は十九堂山から石部神社へ移動する道端にあたることになろう⁽²⁹⁾。もしそうだったとしたら、案内された上田はどう感じたであろうか。文献12に収録された先々代の手になる発掘願添付文書「十九堂の地を古墳と認むる迄の経歴」を上田は当然熟読していたであろうが、そこには「郡村誌」にいう国分寺比定地の八幡社地については勿論のこと、資料9Aの八幡社旧地についても何の記述もない。筆者が上田の立場なら、逆に新氏の立場であったら、と考えさせられる。

新・上田両者ともこの件については何も記していない。同年9月1日の関東大震災により「郡村誌」正本が被災すると、県に残された控えが唯一の記録となることになる。翌年3月刊行の『石川県史蹟調査報告』には八幡社A地のことは何も言及されなかつた。翌年から上田は石川県を離れ奈良県他で仕事を続けた。石川県では資料2の記述をかいづまんだ資料1が新たな公式見解となって、勿論批判はあるが歴史地理学的には特に訂正されることもなく今日に至っている。一方地元では「天山社」が合併され、十九

堂山ばかりがクローズアップされてきた。多分上田は帰府後も新氏先々代等に向かっては自分の判断を伝えなかつたのであろう。「郡村誌」の時と同じく、県は地元との情報共有など元から念頭になかったのであろう。

上田は「足利時代のもの」と十九堂山の正体を的確に評価した。新氏先々代らが聞けば納得のいかない話ではあったであろうが、今日の研究状況に照らすと、西大寺末の再興国分寺とするには正に好適な資料が得られていたことになる。「十九堂」とは「ジキドウ」つまり「食堂」のことではないか⁽³⁰⁾。本山西大寺においても著名な中世寺院の中心建物が当地では転訛して地名になっていた、と考える訳である。

古浜の北方一帯には低平な水田が一面に広がっているが、耕地整理の結果である。明治21年の地形図によれば耕地整理の行われていない古浜北方一帯に桑畠や畠の地図記号が散見される。居住地に近い水田域南部では東半は行政区画上、隣村小野に属するものであり⁽³¹⁾、明治21年の地籍図上での八幡社A跡地の検索範囲はさほど広くはない。社項の割書きでは八幡社A地の土地形状について「東西28間 南北20間」「面積549坪」と記されている。1間×1間が1坪であり、計算上の面積は560坪となるからその差は11坪(減2%程度)となる。図は精密なものではないとされるが当地は条里地割の中にあることから長方形に近い平面形の土壇が予想される。検索の結果、図の地点を抽出できる⁽³²⁾。

地目と形状以外に比定の根拠は特ないが、資料8が伝える小字「さつきよ」の隣接地となることは傍証とできるかもしれない。「さつきよ」とは「写経」の転訛とも考えられ、寺院関連地名となるからである。国分寺址としての考古学的検証が可能か否か不明であるが、古府シノマチ遺跡の範囲が南にやや不自然に突出する部分にあたる点は何らかの古代遺跡の存在を示唆するものであり、上述の推定に対して少なくともマイナスには作用しないであろう。なお、坂下氏・新氏の小字「写経」はそれぞれやや地点を異にするように見えるが、資料8を含む3者ともにシノマチ遺跡内にある。

5 在所のなりたちについて

当地では「国府」と書いて「コー」と読み「古浜」と書いて「ふらま」と発声する。両村は明治7年合併を申請し、翌年10月付で認可された。名称としてそれぞれの村名の一文字ずつを採り「古府」とした⁽³³⁾。『国府(こくふ)村史』が引く「合村願」では合併理由として「耕地等の錯綜(錯雜)」を挙げている。『村史』によれば藩政期には「田畠は一枚はさみ位に交互に入り交つていた」という。「郡村誌」古府村の段冒頭記によれば明治初頭の大区小区制の下、両村が別々の大区に組分けされてしまったことがわかる。現在に直すと小松市と能美市とに振り分けられた位の話である。村方の事務には多大な不便を惹起したものと推察され、両村挙げて即時改正を求めるに至ったものであろう。

合併の前から両村で共同であった墓地(史料4)の配分にも錯綜が見られる。共同墓地では現状、大雜把に言って三昧山の西向き斜面を古浜の、南向き斜面を国府の在管家がそれぞれ占地しているが、頂部の平坦面では両地区の家の墓地が大小様々な敷地形状で入り乱れている。史料4古浜村では「火葬場墓地は国府村と一所」としており、既に18世紀後半の『村鑑』の時点で両村の区分が不可能な状態であったことが窺える。天山衆の墓地は頂部の平坦面、主には在所に近い西寄りに分散していた。頂部平坦面は諸車両の接近が著しく困難である。近年では資材搬入の便や維持管理のコストを勘案し、頂部での新造を敬遠する向きが強く、管理放棄され無縁墓化した空地も散見され敷地の形状はかなり曖昧に見える箇所も多い。しかし、墓石を設置しない段階であれば逆に、地盤の安定や永息地に相応しい眺望といった観点から頂部平坦面での造墓の方が好まれたと考えられる。浜崎本家の例からすれば、無資産の家であり面積的には狭小な割り当てにもかかわらず、古浜本宗族墓所の上方に墓地があることに一寸驚く。本宗家は前田氏に従って当村へ入植したとの伝えがあり(新氏談)、古浜では天山衆以外の家は大概本宗

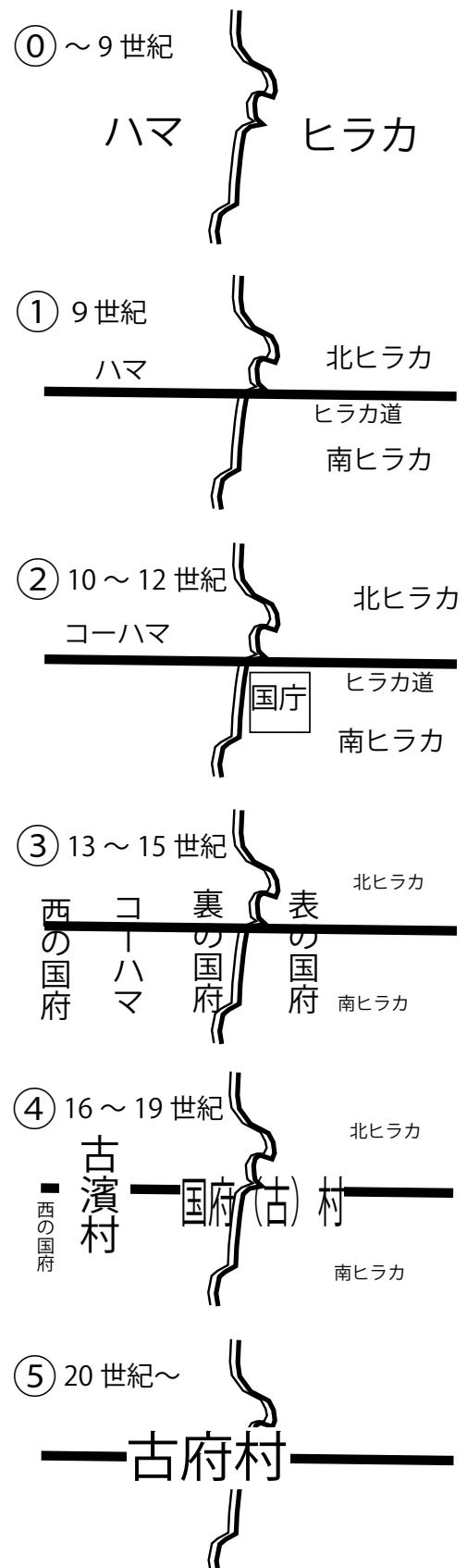
家の分家筋にあたるという⁽³⁴⁾。とすれば天山衆は本宗家入村以前からの先住民ということになろう。浜崎本家が彼の地を割り当てられたのも、単に昔から居たから、という理由以外考えられない。再興国分寺が退転して数世代しか経ていない頃、三昧山の頂部平坦面は古濱・国府の先住民達によって既に余すところない程に占められており、本宗家は先住民たちに墓地移転を強いることなく次善の地(古濱を見晴らす景勝の地であるが、元来斜面なので敷地を作るために切り盛りが必要)での造墓を甘受したと推察する他ない。再興国分寺の退転には文献12が伝える大地震の影響があったかもしれないが、修造すれば済んだ話でもある。退転の要因は当地においては真宗の波及によると考えられる。真言律宗の末寺であった再興加賀国分寺は真宗の教線が及ぶと檀越を失い存続できなくなった。一向一揆が鎮圧される頃までには共同墓地の特に頂部平坦面については、土着民達による戸毎の割り振りが完了しており、前田氏に従って入植した本宗族には家勢に相応しい広さの纏まつた空地が既に枯渇していたのであろう。見方を変えれば、三昧山頂部の平坦面には国府・古濱両区の過去およそ500年間の先祖達がひしめき合って眠っていると考えられるのである⁽³⁵⁾。

古府町では宅地の所属区分は整然としており、第1～第5班が旧国府、第6～第10班が旧古濱と認識されている。境界付近の宅地の入り乱れは概して昭和以降の新造による。両村入り乱れた耕作地であったところを順次宅地化したことによる当然といえば当然の帰結である。明治初期であれば宅地に関しては、両字は泰然と分かれていた。

国絵図の標記に依れば江戸時代以降、古府村は「国府」と「古濱」という2つの村として存続してきたことがわかる。それぞれの由来について考えておきたい。

坂下渾征(こうせい)氏は著書[13]の中で「国衙域の大字的地名」として6つ(「表の国府」「裏の国府」「北ヒラカ」「南ヒラカ」「古濱」「西の国府(「郡村誌」の「西のフルコ」のこと一筆者)」)を挙げておられる。「国府」は前4者(居住域としては表・裏の国府)、「古濱」は後2者(現在の居住域は古濱のみ)を包括する範囲である。

ここでこれらの地名の変遷を跡付けると、順序としては①丘陵部の「ひらか」⁽³⁶⁾と平地の「はま」があったところに、②東西に道(ひらか道)が通り「ひらか」が南北に分れた。③「南ひらか」に国庁が設けられ、一円が「こう」化したものが、④居住地の集中・偏在などにより分村傾向を強めた結果、氏が



参考図 古府村の変遷 (案)

伝える6つの大字（「表の国府」「裏の国府」「北ヒラカ」「南ヒラカ」「古濱」「西の国府」）となり、④それらの中でも住人が多く、社をもつ（表裏）国府」「古濱」が江戸時代以降も行政単位として把握されてきた、そして⑤明治維新を機に合併して「古府」と称することにした、といったものであろう。「古濱」のさらに西方に「西の国府」（資料8では「西野」とあるが、こちらは「nishinkoh」の訛音と筆者は考える）があるということは坂下氏がいうような往時の「国衙域」のひろがりを示すものと考えられよう。以上で南北の「ひらか」地名（自然地形由来）を除く4つの大字的で地名を国府（こくふ）に絡めて理解できることになった。元々の地名と考えた「ひらか」は国府の居住域を外れた南北両脇の範囲に、「はま」は古濱にそれぞれ場所を得て存続してきた、と考えておきたい。

なお、慶長国絵図とされる絵図⁽³⁷⁾は古濱の東方、ヒラカ道の南方に「古村」と判読される⁽³⁸⁾村名を記す。後続の国絵図が何れも「国府村」と記す村であるから、字形からみて「古村」で読みは「コームラ」であろう。隣村は「古濱」であり明治期には「ふるはま」「ふらま」と発声されるが、慶長国絵図やそれ以前の段階ではひょっとすると「コーハマ」と呼ばれたものかもしれない。少なくとも、「古濱」に合わせて「古村」を「フルムラ」と呼ぶ、よりは断然蓋然性が高い。「古濱」のさらに西にあたる「西の国府」⁽³⁹⁾地名は国府の飛地という意味ではなく、一円が「こう」であったところから古濱が行政村として頭一つ抜け出した際に取り残された忘れ形見（ルジメント）くらいに理解できると思う。近世古濱村の成立は前田氏の代官支配構造の構築の一環であろう⁽⁴⁰⁾が、「コーハマ」がその母体となった背景には古代国分寺造営の副産物としての八幡社の存在も大きかったであろう。いずれも政治的意図が絡んだ人為的な分割と統合の歴史であり、耕地所有や墓地の割り当てに顕著に表れているように国府・古濱は元来一村と捉えられるべきとも言える。国府・古濱2村の発生は古代国府と古代国分寺がそれぞれおかれたことに端を発するといえよう。ただしこれ2村の発端を古代に求める考え方一は八幡社が国府地内「テンヤマ」に古来ずっと存在してきたことを示すわけではないし、勿論それ元来1村だから国府に古濱の社があり続けたという考え方一を正当化する理屈を与えるものでも全くない。

6 おわりに

本稿では、『石川県史』が加賀国分寺比定地と伝える「古濱の八幡社」について、その字面通りに受け取ることの問題点を論じ、その典拠と考えた「能美郡村誌」の記事に沿って再考してみた。浅学の身を省みず雑駁な推論を重ねてしまった。「明治前半の八幡社移転」案はそれなりの妥当性をもつように筆者には思えるし、非移転とする伝承の弱点も見えてきたよう感じる。非移転を唱える村人の論拠は「そんな話聞いたことがない」ことが全てであり、「移転したとすれば自分が聞いているこれこれの件との辻褄が合わなくなる」という反証提示の方向には行かない。無理からぬことであり、筆者も自戒したい。八幡社非移転の立場に立つ研究者にはさしあたり、①藩政期においても「古濱の八幡社」であり続け得たことについての制度面の説明、と、②郡村誌が加賀国分寺址について、「多分古濱の北方八幡社の地」と上奏したことについての経緯なり裏事情、という筆者にとって難解極まりない2点についてお示し願えれば幸いである。

国府・国分寺研究者（特に考古学研究者）にあっては「古府廃寺＝再興国分寺」説についても検討される必要があるが、その際、諸伝承の再評価も怠らないようにされたい。

近代化の中で、それまで夫々の持つ時間のほとんどを村で過した「農」民層が、商工業や公務・教育・運輸などといった「商業」に流れ、交通手段の充実に反比例して人々の在村時間は減少した。家族労働や炉端での夜なべ仕事といった伝承の場や機会が失われて実は非常に久しいのではなかろうか。地域にとどまることが比較的多い男性高齢者層の動向が現代では地域の伝承にとって大きな影響をも

つと思う⁽⁴¹⁾。小論にどれほどの需要があるか甚だ心許ない限りだが、記述の不都合・不具合も含め筆者の愛郷心の発露と受け流し、御海容いただければ幸いである。

註

- (1) 北陸中日新聞 2018年4月19日朝刊投稿欄「平安期に分立加賀国府どこ」。投稿者のことも続編の有無も知らないので論評は控えるが、研究史上のデブリとして後世に禍根を残さないことを願う。こうした一見暴論としか思われない説にも即刻的確に対処できるのが古老というものであろう。なお筆者が再評価した「加賀郡大洪水」説(『石川考古』343号2020年)は加賀国分置以前に洪水が生じたとするものであり、投稿者の想定する「大洪水」には該当しない。なお、筆者の再評価には立案者の木田清氏が否定見解を寄せている(同紙続号・続々号)。再評価のみならず投稿者説に対する否定とも受け取れる。筆者には難解だが併読頂ければ幸いである。
- (2) 松山和彦氏の御教示により文献19を知り得た。文献19は考古資料を全く扱っていないが、加賀国の場合、既存の知見や伝承の新しい評価が「古府廃寺=再興加賀国分寺」説によって可能になることに筆者は驚いており、(自分が古文書を読めたり過去の社会制度に精通している訳でもないから)ほぼ(をつけるが)、正しいとの確信を日々深めている。原本(末寺帳の当該部分)を確認したいと考えているが、稀刊本であり果たせていない。
- (3) 浜崎家は明治11年浜崎本家から分家し、筆者で4代目である。2代目の初老の頃以来の白山神社の氏子(白山衆)である。本家が大正年間(天山社が合併される前)に絶え、当地では浜崎姓が一軒になったことから古株とみられることがあるが正しくない。本家がいつからあったのか、本家の本家がどこなのかについても何も伝わっていない。筆者は天山衆の末裔と称してはいるが、浜崎家では初代の早逝と神社合併の前後に在所を長期間留守にしていたことが重なり、天山社のことは実はきちんと伝わっていない。他の旧氏子衆に照会しても伝わっていることは僅かであり、それらも本稿史料6の域を出ない。天山社の在りし日の姿を覚えているには、大正14(1925)年時点で物心がついていた必要がある。該当者が健在ならば早急な聞き取りが急務である。
- (4) 天山は通称古府台地の西縁、丘陵崖上に(再興)国分寺址・国序址・総社址が凡そ南北に並ぶ部分のうち、(再興)国分寺址と国序址の中間に位置する。特に屹立度合いの高い小丘であり、各時代の居住や埋葬に好適とみられる。どことなくだが、加賀市富塚町の丸山(富塚丸山古墳)と似たイメージが筆者の中にはある。
- (5) 『皇国地誌』の企画と頓挫、石川県分の刊行に至るまで経緯については文献9を参照。
- (6) 『能美誌』『石川県能美郡誌』など。これらは国分寺比定地としての八幡社について全く触れるところがない。後者は十九堂山を推しており、上奏した「公式見解」が郡にすら全く届いていなかったことを示唆する。文献2は十九堂山説を否定するが、現地を視察した県嘱託上田三平の「復命書」(後掲)の末尾には「猶、神社旧跡等をも実査せり」とあり、上田の当地の社に対する扱いには他誌とは異なる意識が働いていた可能性はある(後述)が、八幡社については結局のところ何も語られなかった。
- (7) 文献8 26頁
- (8) 文献16に明快に説かれているように各国に国分寺八幡というものがあったとされる。このことは日本歴史や神社史の常識なのかもしれないが、明治前期の地方官僚がもし知っていたとすれば、培われた学識レベルの高さを示す例ともなる。単に村方の伝えをそのまま記した、ということもあり得なくはないが、その場合それまでの伝承が現在には全く伝えられていないことになる。推測するしかないが、何故「八幡社A」が加賀国分寺址とされたのかは(少なくとも筆者の)興味を搔き立てる課題である。
- (9) 文献14によれば国府(こくふ)村古府工区では耕地整理組合が大正13(1924)年4月30日付で61町余りを対象に施工認可を受けている。これを初回に古府町では過去3度の大規模な耕地整理が実施された。昭和21年の米軍写真を初めとする近辺の空中写真では古浜の北方は全面が低平な水田となっており、旧情を窺うことはできない。
- (10) 古府町を含む旧能美郡東部丘陵寄りの地域は、近代の神社整理の際に「大字一社」の大方針が不徹底だった地域として由谷裕哉氏が注目している[文献21]。古府町における神社の現況は以下の通り。「村地の東北」は「枝村出村」に相当する。現在の小松市河田町下出区である。産土であった八幡社(本稿でいう八幡社B)が現存する。国府本村の神社は式内の旧郷社石部神社であり、古浜の神社は旧村社白山神社である。石部神社には合併社は伝えられていない。白山神社は古浜域内の神明社と国府本村地内にあった無格社八幡社(通称天山社・氏子は古浜在住)とを合併している。本稿の課題は末尾に挙げた無格社八幡社(天山社)の明治初期における所在地である。当時の八幡社Aが「テンヤマ」と呼ばれる場合があったことが明らかになれば、郡村誌の方位取り違いや古浜の飛地という意味での「古浜の八幡社」地の存在が言えるようになるが、現状ではそうした史・資料は見当たらない。
- (11) 文献11の注56は「『石川県史』第一編等は、古府台地でも十九塔山の南約一〇〇メートルの古浜の八幡社地を国分寺の所在地にあてているが、現地を踏査すると古代寺院を營造する空間は存在せず、遺物も全く出土していない。」として否定する。吉岡氏が踏査した場所は「石川県史」第一編等に示された通りであろうし「テンヤマ」と挿図上に表してもいる。否定の論拠には筆者も全く同意する。氏は加賀国分寺の所在を検討するに際して県の「公式既往比定地」ともいえる同地について、『県史』に倣って「古浜の八幡社地」と呼んだだけのことだろう。もし吉岡氏が、「郡村誌」の記事も目にされておれば、研究史は多分今とは大きく異なっていたことと思う。
- (12) 上奏された「能美郡村誌」において「古浜の北方」が繰り返されたのは、当時地元(合併後の古府村)で八幡社移転の

計画が確定していたため、移転によって生じるに違いない『皇国地誌』刊行後の混乱を県側が予防しようとしたため、ではないだろうか。一方『県史』は八幡社と白山社とが合併した2年後の刊行にもかかわらず、八幡社が廃社となつたことなどお構いなしの記述である。「北方」を削除することについて何の躊躇も感じられない、手許の古い資料（郡村誌）をところどころ摘んで短くしただけの記述である。このことが例えば文献17の如く神社合併後の白山神社の奉納物に記された「白山八幡神社」を根拠とする「加賀国分寺址」＝「白山社」地説という、奇想天外な推論を生んでいる。加賀国分寺の所在に関する県史の記述は、一般人からは遮蔽・秘藏されたデータの改竄であると言われても仕方ない。控え目に言っても、データの改竄紛いである。

- (13) 本稿では触れることができなかつた国府については、『郡村誌』に「小名国府 民家ノ地」とある。現状では比定に大きな問題はないと筆者はみている。「慶長国絵図」の「古村」位置が比渠道の南方であること、坂下氏の大字国府であろうこともこの記述と齟齬はない。なお同地は昭和30年代前半の開田工事で大きく削平されてしまつてはいるが、明治地籍図において宅地を示す彩色が認められ。『国府村史』425頁の「古府東部住宅地図」（昭和30年頃）に数軒の居住者が記されていることからも、『郡村誌』時点で「民家ノ地」であったことは確実であろう。私見だが文献6は加賀国府建物跡についての唯一無二のレポートである。筆者は文献6図中口地点（「民家ノ地」付近）で施工時に見つかったという一辺4尺もの規模の「（中田の言う）埋葬穴」が、政庁建物の柱穴であった可能性が強いと考えている。文献6はタイトルが残念だが、加賀国府研究者（特に考古学研究者）におかれても、中味を正当に吟味されるようお願いしたい。
- (14) 文献9 6頁
- (15) 回答記載のための要項があり、古跡の記入例として最初に挙げられたものが国府址である（文献8 26頁）。
- (16) 被合併神社の明細帳等は合併後廃棄されたらしい（文献21）。
- (17) 往時「天山」の麓に居住し神主を務めた家が被合併後神職を廃業し近隣村に転居している。記録がないか問い合わせたところ「これまでにも何回か問い合わせがあり、度毎に調べているがない」とのこと。
- (18) 『村鑑』には中田恒夫による白文書き起しがある（文献7）が、肝煎名の当該文字については「左」を「右」と誤認している。なお、太郎ざ衛門・太郎う衛門とともに天山衆である。濱本家当主によれば、中田は濱本家の親戚（従兄）である。太郎左衛門なら濱本家であることを中田は知っていたと思われるが、ここは他意のない左右の読み間違いとみる。藩政期における衆頭の活躍を伝える史料ということもできる。なお、新氏先代も中田と同じく「太郎右衛門」と讀んでいる（『国府村史』など）。
- (19) 史料9A引用冒頭の「国府序」は「国分寺」の誤りである。執筆時点では新氏先代が『県史』を確認しておらずまた国分寺八幡の意義も理解されていなかつたことを強く示唆する。この点、後年、現地を案内された吉岡氏はさらりと国分寺の話に戻している。研究者として流石というべきである。筆者は引用文に忠実に、「国府序」の所在記載を求めて、大冊『県史』の中を丸一日以上も捜索して回つて途方に暮れたことがある。以上は余談だが、資料9Aの注目点は「古濱北方八幡社」に全く触れることなく、八幡社の天山への移転について幕末という（史料の検討から導かれる年代ともかなり近い）年代を示して述べている点にある。
- (20) 丘陵（ヒラカ）端に北から直列に配される古府廃寺、天山社、国府、石部神社は別の言い方をすれば、断層に沿つて崖の上に並んでいることになる。一般に断層付近では震度が大きいとされるから、文献12に紹介された十九堂山の震災伝説はかなりの部分史実に基づくのではなかろうか。被災した堂舎が再興國分寺のものとして考え直すことができるならば、前田氏に従つて入植した本宗家の初期分家の一つとされる新家にとってみれば近い過去の話となる。なお、三昧山と天山の間の谷口に認められるやや異軸の地表面の段については考古学的な手法を用いてでも、断層との関連を知り得ると思う。
- (21) 文献16太田亮「国府・国分寺関係の神社」は古代国分寺の守護社として八幡社が勧請された場合が多かつたことを本山たる東大寺の手向山八幡の例を筆頭に述べ、全国の国府関係神社について列挙している。加賀国については小松市能美の能美八幡社を挙げているが、「能美郡村誌」徳橋郷能美村の段には白山神社（現存）が挙げられるのみで、「能美八幡社」に関する記述がない。苗代郷八幡村（小松市加賀八幡）の八幡神社のことを指したものかと付度されるが、「能美郡村誌」八幡村の段には社項も含め、国府・国分寺との関連に触れるところはない。『県史』刊行後さほど時を経ない頃の論考であり、無格社で既に合祀されていた古濱八幡社の存在についてまで太田の了知が及ばなかつたものであろう。碩学角田文衛が50年を経てなおそのまま再録する程の論考であるのだから、論旨は間違いないものと筆者は信じている。但し、地元には全く伝わっていない知見であり、もし地元で国府八幡・国分寺八幡の話をする人がいたとしてもそれは伝承というよりも個人的な努力によって得られた「学識」と呼ぶ方が相応しいものであろう。
- (22) 八幡を冠する神社は多く、結構混乱せられる。『石川県能美郡誌』には大正4年大典記念事業として「真榊用具」を行つた神社として字古府の無格社八幡社が石部神社・白山社の次に表記されている（317頁）。これは天山社ではなく、（のち村社に昇格した）出村の八幡社（本稿の八幡社B、現在は河田町下出区）であろう。そう考えないと引き続き表記される字河田の神社数が不足してしまうからである。1334頁の国府（こくふ）村神社各説において両八幡社（本稿の八幡社AとB）は一字一句違わない各32文字で記述されている。（大正7年刊の『石川県の研究（神社編）』も記述は2社全く同文である）在地の事情を知らないと重出を疑つて時間を浪費するかもしれない。なお『石川県能美郡誌』における加賀国分寺の比定地は、「田及び山林地」「一部は丘陵」「石碑及び灯籠」といった表現から十九堂山であろう。
- (23) 「フンドド遺跡」は和鏡が出土したことで注目されるが、この和鏡は国土基本図にも記された畠中の送電鉄塔（ほぼ同位置に現存）を建設中に不時発見されたものである旨、筆者は国分寺先代から直に教示頂いたことがある。なお神明社の石祠は谷本慎吾『日・月』の石の祠の分布と謎を考える』2001年に収録されている。
- (24) 史料4中の「宮」は他村の場合も含め何れも「御田畠之外」である。「（藩からお預かりしている大切な、従つて）年貢

が賦課される田畠」とは別ですよ、と公租がかからないことを主張したものであろう。テンプレートじみてはいるが、免稅されない／処罰される、では村役人としては非常に困るから、正しく申告されているものと考えたい。「山王」は他村の例では「八幡」の場合が多く、祭神を表すかに思えるが、筆者には正直不明である。ただ現在の神社名とは一致しない場合が他村の場合にもかなり見受けられる。「○本松木、○本雜木」の記載は藩政下の伐採禁止令「七木之制」に関わるものか。古濱3宮のうち末尾の宮には「一本松木」とあり、「郡村誌」所載で現在橋の名にもなっている小字「一本松」を連想させる。調書作成にも関わったであろう古濱村肝煎は註18に記したように天山衆の頭である「もとや」こと濱本家の先祖・太郎左衛門である。濱本氏に話を伺いにいくと、屢々樹木（御神木）のことが話題になる。『村鑑』の頃から受け継ぐ何かがあるのかもしれないが、樹木を資産として捉えるのは「七木之制」停止後の近代的な発想かもしれない。

- (25) すべての伝承が伝え続けられる訳ではない。忘れることも大事、というは正論であろう。資料9Bに「府序の如きは、社寺と違つて信仰の対照でなかつたためその廢止と共に地均されたものと思われます」とあるが、「墓じまい」のように一定の儀式を経れば呵責を減じて忘れることができるシステムもある。信仰の対象であったとしても別地点に後継の対象が新設されれば、崇敬者は新設物件に注力するしかない訳であるから、旧地自体が信仰に対して特に重大な意味を持たない場合には、旧地のことは伝承されなくなりがちだろう。人々が求めるのはいつの時代も「本質」の方だと思う。研究者がまず実質を追究しなければ仕事にならないこととはズレがある。
- (26) 梶川と鍋谷川の合流点内角部に位置する古府村は洪水の常襲地であった。古府村民の水防意識は一種偏執狂的で、鍋谷川の対岸千代村の住人から「古府の者共は雨が3粒落ちてきただけで（出水を警戒して）半鐘を鳴らす」と揶揄されていたそうである。明治期の洪水記事が『国府村史』古府の段に複数採録され、古濱区ばかりでなく国府区の下町である「裏の国府」住民多数の御救助米申請記事があることに筆者は注目している。古代国分寺やその守護社（あるいは国府関連集落としての「古府シノマチ遺跡」でも良いが）が洪水の常襲地にあったとは考えにくい。時代によって環境は変化するものであろうし、常襲地化は比較的近年来のことではないかと思う。なお、洪水問題は国分寺の再興時の立地にも影響を与えたことが充分考えられる。
- (27) この注目点は、例えは不適切かもしれないが、刑事事件の捜査における「真犯人にしか知りえない秘密の暴露」のようなものに筆者には感じられる。新氏先代・先々代の伝承による記事も、再興国分寺との関連を考えた方が良いものが多いのかもしれない。新氏は古濱本宗家の初期の株分けであり天山衆ではない。僧職という仕事柄、在所の事情に明るく在村時間も長い。現在に至るまで入植当時の伝承を直に引き継いでいる可能性のある希少な家筋である。
- (28) 筆者は「神社旧跡」と一括りにして読んでいるが、「神社」+「旧跡等」と分けることができるかもしれない。その場合、「神社」は石部神社であろうが、「旧跡」は国序址を指すことになろう。その場合でも「等」は残る訳であり、本文中以下に記した理由で上田は八幡社A地を実査する意図があったと筆者は考えるし、八幡社A地そのものかどうかは不明だが少なくともそれに類した場所を案内されたのではないかと思う。
- (29) 資料9Aでは文意が通じにくい「その線の結んだ点の地」のあたりに何か言葉を補うとすれば、「十九堂山と總社（を結ぶ線）」であろう。「總社」を「八幡社（天山社）」（=先代のいう国序址）に置き換えて示す所は同じとなる。なお、新氏先々代の没年と年齢からすると先々代が上田よりも2歳ほど年上であったことになる。
- (30) これは筆者の案ではない。当センター和田龍介主幹の案を頂いたものである。再興国分寺説とは独立した状態で、本稿資料8のルビから提言して頂いた。筆者が「ジキドウ山」と聞くのは和田氏からが初耳ではないような気がする。そのこともまた当該説の信憑性を高めるものと思う。
- (31) 文献11並びに文献15それぞれ第2図の「旧古浜」キャプションの置かれた地点は隣村小野地内である。
- (32) 場所は現在の「古府」バス停の北方約150m、古府町の町名看板のあるあたりか。現況は水田と市道とみられる。県立図書館版の土地台帳の修復作業が終われば地番照合の上、当時の地主が誰々なのか特定できるかもしれない。なお、あくまでも「郡村誌」が述べるところの古浜北方八幡社地の候補ということである。実際にも国分寺守護社としての国分寺八幡の後身であれば、古代国分寺址はその近傍、つまり「古府シノマチ遺跡」で探索されることになろう。文言から想像される「郡村誌」の八幡社A地と現在目にする天山社址地とは面積や形状の点においてそれほどかけ離れたものではなく、どちらかと言えば似ているように思われる。このことは一見、非移転一方向誤記説に有利そうに思えるが、移転説の側から「当然、類似形状の地を選んで遷座したもの」との反論が予想される。
- (33) 石川県には同名異音の「古府」町が七尾市と金沢市にもありそれぞれ「フルコ」「コブ」と読まれる。3つの「古府町」の中で筆者が居る小松の古府町は最も人口が少なく最もマイナーな存在であろう。小松の古府について「フルコ」と読む人はいないだろうが、「コブ」は結構耳にする。縄文時代中期の標識遺跡は「こぶ」遺跡であるが、加賀国府・国分寺関係の遺跡は「こぶ」○○遺跡と呼ばれるべきである。これはローカルルールの押付けではなく、固有名詞一土地や人一を大切にすることである。
- (34) 史料6が伝える白山社と八幡社の合併時（大正14年）～昭和51年の氏子総代のうち、2名は天山衆、3名は白山衆である。白山衆の総代は何れも本宗家若しくはその古い株分けの家筋である。白山社は本宗家の勧進によると考えられ、從って16世紀末以降の創建であろう。筆者から見れば充分古いが、合併された八幡社と国府の石部神社はさらに古い訳であり。これらの社が経てきた年月や出来事に想いを馳せると目が眩む思いがする。なお、八幡社と石部神社との間での合併話は一切伝わっていない。
- (35) 耕地ばかりでなく墓地も両村で錯綜しているのだから、明治7年合村願の「耕地等錯雜」の等が一つには墓地を指していると理解できる。これに準じて八幡社地も「錯雜」の内であろうか。今後の課題にしたい。
- 再興国分寺の解明を謳って今後共同墓地の発掘調査を始めようとする動きがあるかも知れないが、筆者は墓地破壊を伴う発掘調査の実施を歓迎する気にはなれない。大正期以来の耕地整理で、村の先人たちは少しでも耕地を増やしたかった

- にもかかわらず、三昧には手を付けなかった。筆者の概算（村の年平均死者数×墓石造立までの共同墓地の推定存続年代）（6人×500年）によれば、3000人前後が埋葬されていることになる。このうちのおよそ2/3、2,000人が頂部に埋葬されたと推算する。史料2無税地項に記載された墓地は4,000m²程度であるが、別箇所分を差し引いて3,600m²。頂部平坦面をこの半分の面積とすると1,800m²。墓壙（平均1m²とする）の重複を考えなければ頂部平坦面の地山率はほとんど0。従ってそこで行われる発掘調査はほとんど墓地調査の意味しかもたないことになる。共同墓地は当地で過ごした先人たち、つまり当地の歴史そのものであり、欠け替えがない。墓地をそこなうことは将来世代に対する裏切り行為である。
- (36) 「ヒラカ」の意味については坂下氏が説明しているが、地勢である「平らな丘」の意と単純に解することができよう。なお、南ヒラカ付近の開田工事前（1955年頃）の旧地形については文献6に貴重な叙述がある。
- (37) 文献18 本編図1「加賀国図」により筆者は作業してきたが、文献20の方がより精細な画像で作業できる。
- (38) 「加賀国図」を拡大した筆者の判読による。筆者は古文書読解の訓練を受けたことのない素人である。同資料の公刊または高精細画像の公表並びに然るべき判読者による字形と読みの確定を待ちたい。なお、史料4古浜村の段では末尾に列記された村役人の筆頭が「古村肝煎太郎左衛門」となっている。こちらは「濱」脱落とみる。
- (39) 埋蔵文化財としては「フドンド遺跡」に相当する。表面採集が容易な地点であったが、近年の新堤防築造に際しては発掘調査に至らなかった。白山神社境内の神明社は合祀年代が不明であるが「不動堂」に元あったとされることから「西の国府」地区の社であったものか。筆者の姓「はまさき」と関連するかもしれない気が一寸するが不明。
- (40) 古浜本宗家が前田氏に従って入村したとすれば、一向一揆後の在地を掌握するための政策の一環であったと考えられる。本宗家は藩政期のうちに国府にも分家を出している。同分家は石部衆である。
- (41) 生物学の本川達雄博士は数多の著書の中で、「おばあちゃんの知恵」が人類文化の進歩に大きな役割を果たしてきたとして繰り返し高く評価している。筆者は「おじいちゃんのつぶやき」もまた同等に評価できる可能性があるように思う。世に「12、13歳くらいまでに民族の神話を学ばなかった民族は、例外なく滅んでいます」と言われる。民族を家族や地域に、神話を伝承や共同墓地の由来といった字句に置き換えると相似が成り立つのではないか。

参考文献

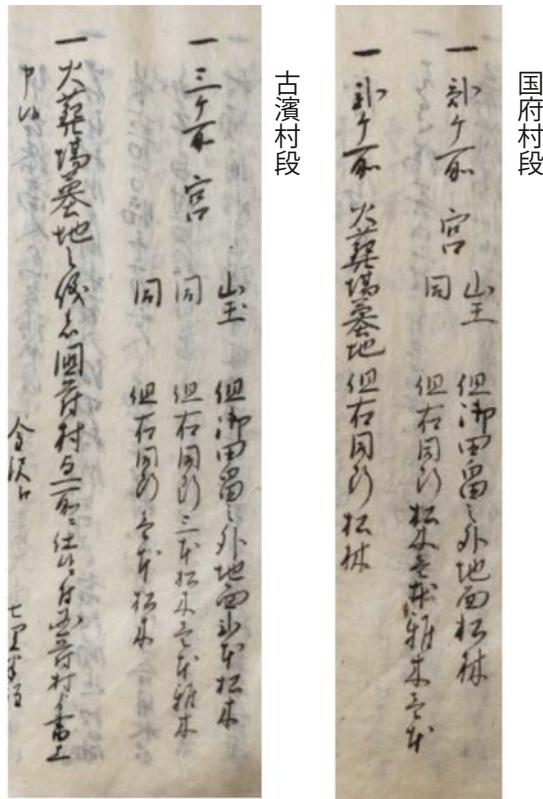
- [1] 『石川県能美郡誌』 1923年
- [2] 『石川県史蹟名勝調査報告』第2輯 1924年
- [3] 『石川県史』第1編 1927年
- [4] 新吉雄「加賀国国府の推察」（『加南地方史研究』創刊号 1955年）
- [5] 新吉雄「古府」（『国府村史』1956年 407～408頁）
- [6] 中田恒夫「弥生式住居跡と近世代理葬跡」（『加南地方史研究』第5号 1958年）
- [7] 中田恒夫「村鑑帳」（1～10）（『加南地方史研究』9号 1965年～18号 1972年）国府村分は12号 1968年、古浜村分は13号に掲載。
- [8] 石田龍次郎「皇国地誌の編纂：その経緯と思想」（『一橋大学研究年報 社会学研究』8 1967年）
- [9] 矢ヶ崎孝雄「皇国地誌解題」（『石川県史資料』近代編1 1974年）
- [10] 石川県立図書館『石川県史資料』近代篇4 能美郡村誌・付録地図 1976年
- [11] 吉岡康暢「平安前期の地方政治と国分寺（上）—加賀国分寺をめぐる問題—」（『金沢大学日本海研究報告』 第八号、1977年）
- [12] 新吉雄「十九堂発掘墓石の整理」（『加南地方史研究』第27号 1979年）
- [13] 坂下渾征『加賀国府』1980年
- [14] 石川県農林水産部耕地建設課『石川県土地改良史』1986年
- [15] 吉岡康暢「加賀」（『新修国分寺の研究第三巻 東山道と北陸道』1991年）
- [16] 太田亮「国府・国分寺関係の神社」（『新修国分寺の研究 総括編』1994年 旧版1938年）
- [17] 田中稔「国府の序、国分寺跡をたずねて」（国府地区歴史サークル編『ふるさと国府』1998年 73頁）
- [18] 『金沢市史』資料編18 絵図・地図 1999年
- [19] 松尾剛次「中世叡尊教団と泉涌寺末寺の筑後国への展開—新発見の中世西大寺末寺帳に触れつつ—」（『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第10号 2013年）
- [20] 『新修小松市史 資料編13 近世村方』2017年
- [21] 由谷裕哉「小松市内の神社合祀研究・序説」（『小松短期大学論集』第25号（復刊第4号） 2018年）

舍佛建社

新格社	(社格)(御社名)	祭	御	(藏座地)
八幡社				
北野天祖神社				
大通天祖神社				
宇吉府				
五月十五日	大正十四年	合	月	合併許可
八月七日	大正十四年	合	月	合併提出
		殖	日	備考

事得不圖。有子之憂，無弟之缺。子猶如此，則兄之不

史料3 上：白山神社明細帳（県庁保管） 下：上田三平嘱託復命書（抄）



史料4 「村鑑」(小松市立博物館 提供)抄

白山神社由来碑文

古府町ヌ 87番地鎮座

古府町は西部の「古浜」と東部の「国府」が明治8年(1875)に合併したのであるが、両集落は古い時代から深い関係にあった。古浜は、梯川と鍋谷川の合流点で、水運の便がよく、船着場で物資の集散地として栄えた。国府は、弘仁14年(823)に加賀国が越前国から分かれて、独立の一国となったとき、その政府が設けられた所である。

加賀国府の南にあった石部神社は、一名府南社とも呼ばれ、加賀国の総社であった。その近くに加賀一宮の白山権現の神靈を斎祀したのが、古浜白山神社であると伝えられている。従つて当時は国府在庁官人の奉幣は絶えなかつたといふ。その後当社は、この集落の鎮守の神として人々の深い尊崇をうけ、敬神の誠を捧げ奉祀されてきた。

また通称「天山」(古府町北32番地)の北に八幡社が祭られていた。承和8年(841)に加賀国勝興寺が国分寺にあてられたが、その国分寺の守護社として祭られたのが、この天山八幡社であろうと伝承されている。この社は大正14年5月15日に、白山社の地に移され合祀された。

昭和4年6月7日、白山社を白山神社と改称された。昭和5年9月17日に現在の社殿が建設され、盛大に慶賀の祭が行われた。

御才神は次の6座の神である。

伊邪那岐神・伊邪那美神・菊理姫神・応神天皇・神功皇后・比咩大神
なお境内には、八幡社と不動堂から移された神明社の石祠があり、天照大神を祀る。

千有余年の古い歴史と伝統をもつた当社の御神徳は、いよいよ高く、とこしえに町民の平和と町の繁栄を守り給うている。

昭和59年3月吉日

撰文 小松市文化財調査委員長 北野勝次

史料5 白山神社由来碑文 (筆者翻刻)

もとやの神様

八幡神社、通称「天山」(古府町北32番地、社地面積・約350坪、田130坪)の地に八幡神社が祀られていた。

承和8年(841)に加賀国、勝興寺が国分寺にあてられ、その国分寺の守護社として祀られたのがこの天山八幡社であると伝承されている。氏子は、・・・(中略)・・・、計12家の氏子で祀られ春祭り3月17日、秋祭り9月1日に行なわれていた。祭りが終ると三宝、旗などが浜本の蔵に保存されていた。

現在の□□□の前に旗本を立て天山八幡神社まで参道があったが、大正14年5月15日に白山神社の地に移され合併された。昭和4年6月7日に白山社を白山神社と改称されたのである。翌、昭和5年9月17日に現在の社殿が造営され、盛大に慶賀の祭りが行なわれた。又、造営費用に天山八幡神社の松林が伐採され当てられたそうである。

合併時に□□□□、□□□□氏の二名が天山八幡神社の氏子総代で白山神社の氏子総代、□□□氏、□□□□氏、□□□□氏の三名の方々と計5名で昭和51年秋まで続いて来ましたが、□□□□他界のため□□□□氏に継がれ、現在では各班一名づつの総代の方がおられ祭事が行なわれております。

「室谷助作夢の告」

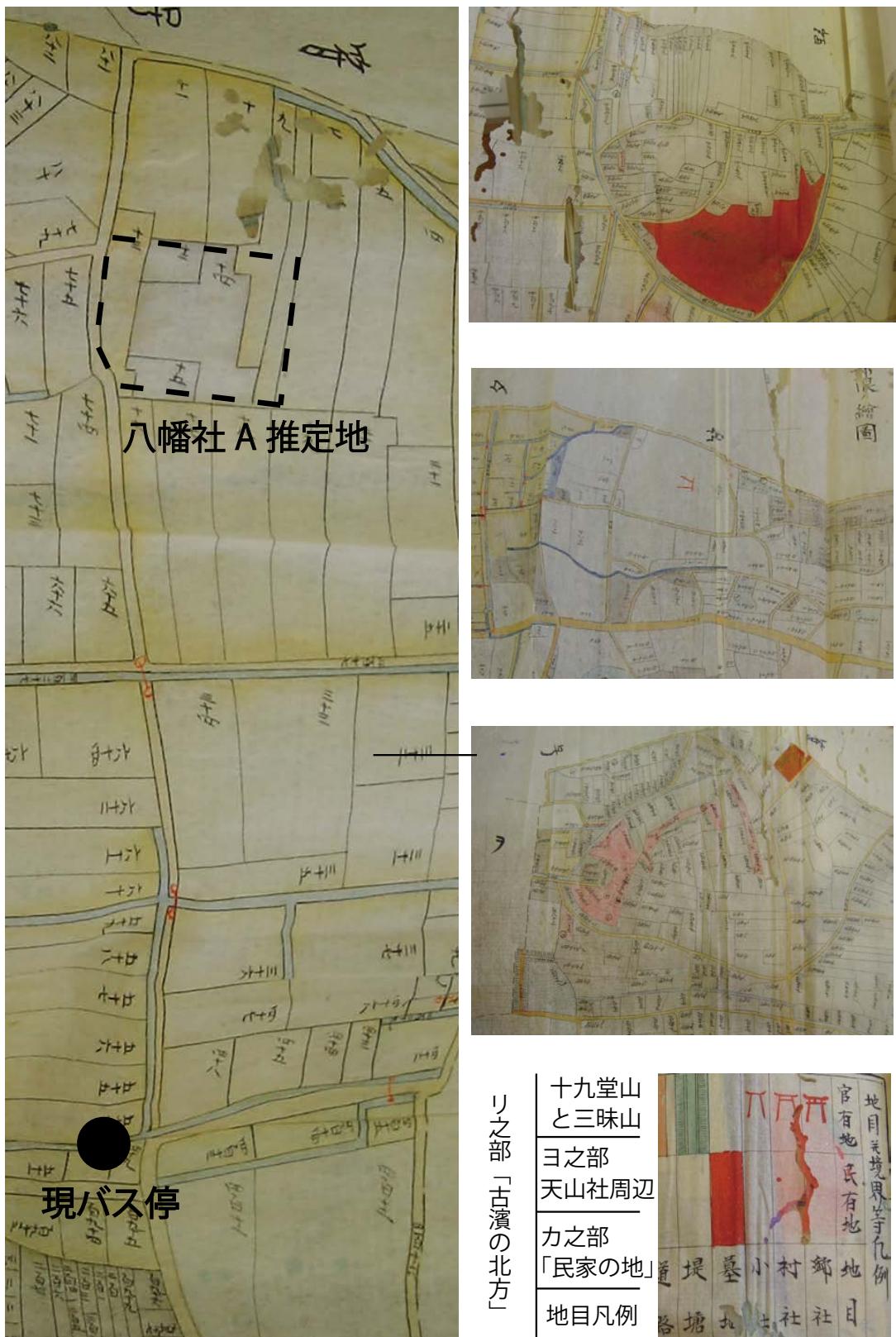
白山神社と天山八幡神社の合併前夜に、八幡神社の近所に住んでおられた、大変正直な室谷助作さんという方の夢枕に、神様が白馬に乗って来られ「室谷さん、永らく御世話になったが、いよいよ明日、白山神社に行く事になったのでお別れに来た」と云うお告げがあったと聞いております。

当時、何年も前から合併の話があったが、大変一概な、浜本太郎左エ門が返事をせずに通して来たので、「もとやの神様」と云われたそうです。

十代目もかなり一概者の様です。(以下略)

(S61・4・5)『館報こふ』No.102より

史料6 氏子頭による八幡社覚書



史料7 明治21年地籍図（石川県立図書館蔵）（部分）（縮尺不同・上が北）



資料8 古府町小字図（国府歴史サークル作成）

資料9 A

第四に、不明な点は、石川県史である。県史には『国府庁は古府の八幡社のところにあったものだ』と記している。八幡社は現在、古浜（古府は明治8年国府と古浜と合併せしもの）の白山神社と合併している。伝説によると幕末まで、この八幡社は■■■■宅の北方で□□□□宅後方の線を東へひき、その線の結んだ点の地に在った。それを天山に遷座申し、再び昭和の初期に白山社に合祀したものである。編纂者はこの経過を知ってか否かは、知らないがもし知つての上からとすれば、どの地点を指されたものかとおもう。

（新吉雄「加賀国国府の推察」（『加南地方史研究』創刊号 1955年））

資料9 B

国府庁の遺跡は古くより探査されていますが確証される地点が決定されていません。

これは府庁の如きは、社寺と違つて信仰の対照でなかつたためその廢止と共に地均されたものと思われますが、府南社の北方、天山辺と古くから考えられています。

国分寺跡は十九堂山と伝えられています。

・・・・・

・・・、一夜の堀の南方梯川添いの地を「大崖」（おうがけ）とも呼んでいます。

明治二十九年の大洪水で今は埋もれましたが、その岩の絶壁をなしている処に磨崖仏の観音が彫刻されていたと伝えられています。

註 能美郡誌には「国分寺は大崖にありたり」と記されてあります。

（新吉雄「古府」（『国府村史』1956年））

資料9 C

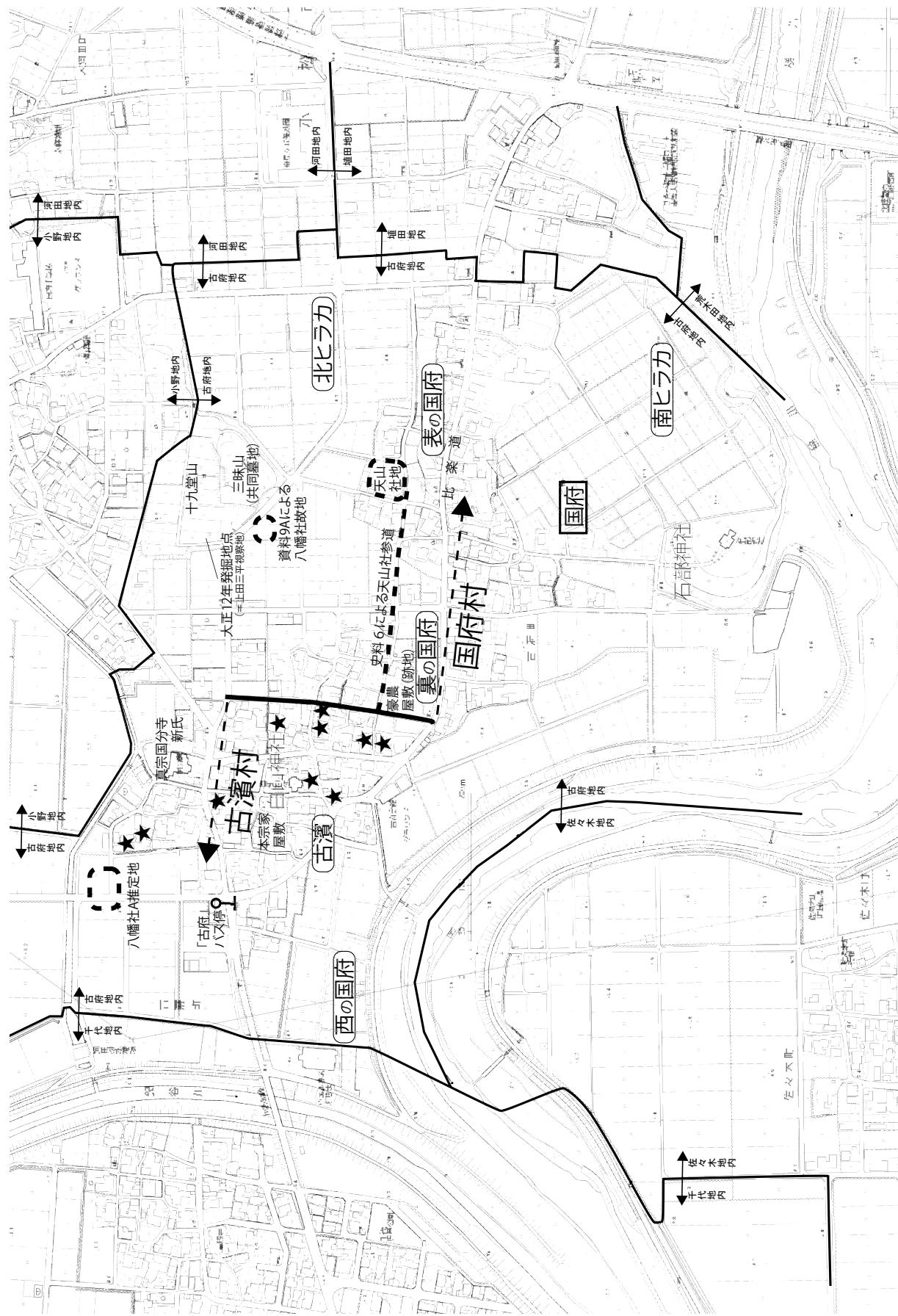
・・・加賀国分寺の位置も現在の古浜区域の中心の白山神社にあったのではないかと推定します。理由は同社はもと「白山八幡神社」と称しています。そして地形的に・・・。

（田中稔「国府地区の歴史散歩」（国府地区歴史サークル『ふるさと国府』1998年））

資料9 地元研究者の論説（抄）



資料11 本稿関連地点（昭和21年空中写真に加筆）



資料10 古府町地図